

● 参加申込書等に係る質問と回答

「大里広域市町村圏組合新ごみ処理整備基本設計策定、環境影響評価調査計画書作成及び土壌汚染調査業務」公募型プロポーザル

No.	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
1	実施説明書	2	第4章 参加資格 第1節 第4項	「一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会及び一般社団法人日本環境アセスメント協会に登録されていること。」とありますが、それぞれの協会の会員であることを証明する書類は必要との理解でよろしいでしょうか。	登録情報は本組合で確認いたしますので、証明する書類等の提出は必要ありません。
2	実施説明書	3	第4章 参加資格 第1節 第9項 ア 管理技術者	「～なお、業務実績については、イ廃棄物処理技術責任者又はウ環境影響評価責任者に関する業務について管理技術者としての実績を有すること。」とありますが、イとウの完了業務実績については、同一の発注者から一体となって発注された業務でしょうか。それとも別々の発注者からイ単独、ウ単独で発注された業務でもよろしいのでしょうか。	業務実績については、同一の発注者から一体となって発注された業務であっても、別々の発注者から各々単独で発注された業務であっても構いません。ただし評定に影響いたしますので、一体となって発注された業務を優先して記載して下さい。
3	実施説明書	3	第4章 参加資格 第1節 第9項 ウ 環境影響評価責任者	「～また、公告日から過去10年間に、一般廃棄物焼却施設に係る都道府県又は政令市の条例アセスによる環境影響評価手続き業務（調査計画書（方法書）から評価書までを、一連の業務として完了したものを、～）」とありますが、別業務として発注されたもの（例えば、「方法書」と「準備書以降（現地調査から評価書まで）」が別業務）でもよいとの理解でよろしいのでしょうか。	同一発注者による一連の業務として完了したものであれば構いません。
4	実施説明書	7	第7章 提出書類について 第1節 提出書類全般について 第3項	パンフレット等の添付書類の提出が認められておりますが、「第7章 提出書類について、第2節 企画提案書について、第3項」には「企画提案書には提案者が特定できる表現及び表示等を用いないこと。」とあります。つきましては、このパンフレット等の取り扱いについてご教示願います。	パンフレット等は、参加申込書の添付資料になり得るものとして想定しています。企画提案書については、実施説明書に記載のとおりです。
5	実施説明書	10	第8章 審査概要	プロポーザル審査委員会の委員構成内容について可能範囲でご教示願います。  （実施説明書のp12、「第8章 審査概要、第5節 その他、第1項」に記載のある、「～審査委員への事前説明、その他の接触を行うことは一切禁止する。」について遵守する必要があることが質問の趣旨です）	委員構成については開示しません。

6	実施説明書	12	第8章 審査概要 第4節 遵守事項 第1項	再委託を予定している場合でも、予定再委託先に関しては、同説明書 p 2、「第4章 参加資格」の要件をすべて満足する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	再委託に関しては、発注仕様書 p 5、「第1章 総則、第20節 その他、第6項 再委託」に記載のとおりです。
7	発注仕様書	6	第2章 大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計 第4節 業務内容 第1項 施設の基本条件の検討	「計画ごみ処理量、計画ごみ質、焼却施設の施設規模、処理方式等ごみ処理施設の基本事項について設定する。」とありますが、こちらについては、現在、貴組合にて発注されております「ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託」と内容（仕様）が重複するものがあると認識しております。つきましては、貴組合にて本業務で設定する基本事項の取り扱いについてのお考え（または、基本構想との棲み分け等）がございましたら、ご教示願います。	基本構想は本組合としての全体の構想等を策定するものになり、基本設計は個別の施設、各々を対象として策定するものとなりますので、重複はしないと考えております。
8	発注仕様書	7	第2章 大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計 第4節 業務内容 第2項 施設計画の検討 オ 基本計画図等の作成	基本計画図の作成に関して、⑥イメージパースと⑦鳥瞰図については、同一の内容であるとの理解でよろしいでしょうか。	イメージパースは鳥瞰図とは別視点（アイレベル）での各施設1枚程度の作成を考えております。
9	発注仕様書	8	第2章 大里広域市町村圏組合新ごみ処理施設整備基本設計 第4節 業務内容 第9項 技術調査および見積徴取 ア 見積仕様書等の作成	本見積仕様書の取り扱いについてご教示願います。または、本見積仕様書作成の目的は、本業務遂行に必要な技術調査をプラントメーカーに依頼するための条件付けが確保された内容のものをとりまとめるとの理解でよろしいでしょうか。  （貴組合HPに掲載の第1回基本構想検討委員会資料「新施設整備スケジュール」に、PFI導入可能性調査を令和4年度に実施する旨の記載があることが質問の趣旨です）	発注仕様書に記載のとおりです。
10	様式		2-1、2-2 3-1~3-3 4-1~4-4	様式について、1枚に入りきらない場合は複数枚としてもよろしいでしょうか。枚数制限がありましたらご教示ください。	枚数制限はございません。
11	様式		3-1~3-3 4-1~4-4	各様式に記載した同種業務実績を証明する書類として、TECRIS写しを提出することとなっていますが、TECRIS登録のない業務については、契約書、仕様書及び業務計画書（担当者名簿等記載）の写し等を提出することで代用させていただけないでしょうか。	TECRIS写しは必須となります。

12	様式		3-1~3-3 4-1~4-4	各様式に記載した同種業務実績を証明する書類として、TECRIS写しの提出を求めています。別様式で同じ業務が記載されている場合についてはTECRIS写しの提出は割愛してもよろしいでしょうか。	割愛は認めますが、各様式の記載内容と照合出来るように提出して下さい。
13	様式		3-3 4-4	当社実績において、以下の3つの業務が一体的に発注された業務があり、本プロポーザルでの実績となる土壌汚染等事前調査は平成31年度に完了しています。本件について、業務概要欄にこの旨を記載する前提で、様式3-3及び様式4-4に記載することをお認めいただけないでしょうか。 □業務全体工期：平成30年度～令和3年度 ・土壌汚染等事前調査業務：平成30年度～平成31年度 ・解体工事発注仕様書等作成業務：平成30年度～令和2年度 ・解体工事監理業務：令和2年度～令和3年度	対象となる業務が完了していることを証する書類を添付することで認めます。
14	様式		4-1, 4-2	「国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設の施設整備基本計画・設計業務」の実績について、発注機関の指定により業務名が、「一般廃棄物焼却施設の施設整備基本計画・設計業務」の名を冠していないものであっても、その業務内容が、貴組合が公告された発注仕様書の第2章に示される仕様を満足するもの（「施設整備基本計画・設計業務」を含むもの）であれば、実績として認めていただけますでしょうか。	発注仕様書の内容を満たすものであれば認めます。ただし内容確認のため追加で仕様書等の提出を求める場合もあります。
15	その他			現在、貴組合にて発注されております「ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託」において、循環型社会形成推進地域計画が令和3年度に策定済みであると認識しております。つきましては、同計画の添付書類のうち、様式3「地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧」を参考資料としてご提供いただくことは可能でしょうか。	循環型社会形成推進地域計画は未策定です。